京都府消費生活安全条例の体系（概要）

市町村（26条）
連携・支援

消費者団体（第6条）
啓発
消費者（第5条）
消費者の信頼を確保
事業者（第3条）
事業者団体（第4条）

交流の機会の確保・情報の提供などによる連携及び協働の推進（第8条・9条）

国（37条）
措置要請

府（第2条）

基本理念（第1条）

府・事業者・事業者団体・消費者・消費者団体が相互に連携・協働（第1条）

消費者の権利

消費者の安全が確保される権利	安全の確保（第10条～12条） 安全性に関する調査 安全確保措置の勧告 緊急安全確保措置
商品等について適正な広告、表示等を行わせる権利	表示、包装の適正化（第13条・14条） 表示の適正化 包装の適正化
消費者の個人情報が、適正に取り扱われる権利	不当な取引行為の禁止（第15条～19条） 不当な取引行為の禁止 不当な取引行為に関する調査 合理的な根拠を示す資料の提出 不当な取引行為の改善のための措置 不当な取引行為に関する情報提供
商品等について不当な取引行為を行わせない権利	生活関連物資の調査等（第20条～23条） 生活関連物資に関する調査 生活関連物資に関する緊急調査 生活関連物資に関する是正勧告 生活関連物資に関する調査結果の情報提供
消費生活において、不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利	苦情の処理及び訴訟援助（第24条～29条） 苦情の処理 苦情に係るあっせん及び調停 消費者訴訟の援助 適格消費者団体に対する支援
消費生活に関する必要な情報の速やかな提供を求める権利	
消費生活に関する必要な知識を修得し、主体的に行動するための教育を受ける権利	啓発活動の推進等（第30条・31条） 啓発活動の推進等 環境等への配慮
消費者の意見を消費生活施策に反映させることを求める権利	行動計画（第7条） 知事に対する申出（第34条）

京都府消費生活審議会（第32条・33条）
公表（第36条）
報告の徴収及び立入調査（第35条）
国、他の地方公共団体等との相互協力（第38条）

●おかしい、困った、だまされたと思ったらご相談を●

京都府消費生活安全センター

〒601-8047　京都市南区新町通九条下る　京都テルサ内

毎週月～金（祝日を除く。）9:00～12:00、13:00～16:00
・くらしの相談　TEL　０７５－６７１－０００４

以下の相談については、専用相談窓口を設置しています。 9:00～17:00
・ヤミ金融の相談　TEL　０７５－６７１－００４４
・架空請求１１０番　TEL　０７５－６７１－０１４４
・個人情報に関する相談　TEL　０７５－６７１－０６４４
いずれの相談も　FAX　０７５－６７１－００１６
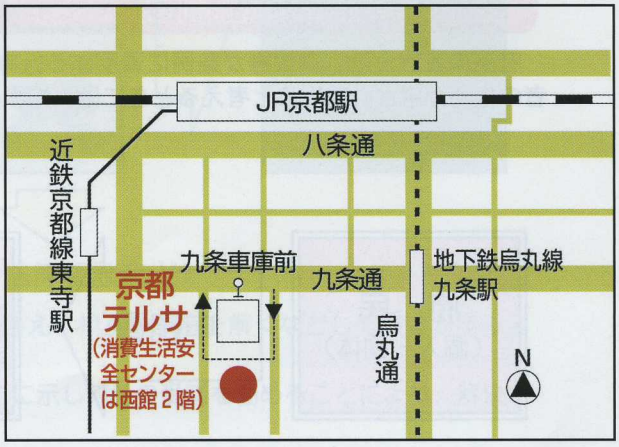
このパンフレットに関するお問い合わせは、TEL０７５－６７１－００３０